

平成30年度

テレワークマネージャー派遣事業 実施要綱

平成30年6月29日

情報流通振興課情報流通高度化推進室

平成30年6月29日

テレワークマネージャー派遣事業 実施要綱

大臣官房総括審議官（情報通信担当）決裁

（本要綱の趣旨）

第1条 本要綱は、総務省が実施するテレワークマネージャー派遣事業（以下、「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

（事業目的）

第2条 本事業は、情報通信技術（以下、「ICT」という。）を利用した在宅勤務・施設利用型（サテライトオフィス）勤務・モバイルワーク（これらを総称して以下、「テレワーク」という。）の導入等を検討する企業・団体等（民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等、又は特定非営利活動法人）、都道府県・市町村等の地方公共団体、及びそれに準ずる団体等（以下、「企業等」という。））に対して、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家として第6条第1項の委嘱を受けた者（テレワークマネージャー（以下、「マネージャー」という。））を派遣し、テレワークの導入等に関する助言、提言、情報提供等を行うことにより、企業等のテレワークの導入等を促進し、企業等の経営効率化、従業員のワーク・ライフ・バランス等の柔軟な働き方に寄与するとともに、企業等においてテレワークを活用した取組みの中核を担える人材を育成することを目的とする。

（事業内容）

第3条 本事業は、企業等のテレワーク導入等の取組みに対し、マネージャーを派遣し、課題整理、アドバイス・提言、情報提供等を行うものである。

（派遣申請）

第4条 マネージャーの派遣は、企業等からの申請を受けて、総務省が適当であると判断したときに、総務省と当該企業等（以下、「申請団体」という。）との合意により実施する。

（派遣先の内定）

第5条 総務省は、前条の規定による派遣の申請があったときは、その内容を審査し、派遣先を内定する。

2 総務省は、前項の内定を行うに当たり、必要があると認めるときは、申請団体及び申請内容に係る関係者に説明を求めることができる。

(マネージャーの選任等)

第6条 マネージャーの選任については、総務省が、派遣先に内定した申請団体と協議のうえ、社会的信望があり、テレワークに関する一定の知識又は経験を有する者の中から決定するものとする。

2 マネージャーは、総務省の委嘱に基づき、派遣先の企業等に対してテレワーク導入等に関する助言、提言、情報提供等を行うものとする。

3 派遣先へマネージャーが複数回派遣される中で、マネージャーが専門外とする派遣内容が含まれた場合は、1回に限り他の専門家を派遣することが出来る。ただし、派遣前に総務省の承諾を必要とする。

(派遣の決定)

第7条 総務省は、第5条で内定した申請団体及びマネージャーと派遣内容等の調整を行う。

2 総務省は、前項の調整が整った場合、マネージャーに対し委嘱状を交付するとともに、派遣決定を申請団体（以下、「派遣受入団体」という。）に通知する。

3 総務省は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

4 マネージャーの派遣回数は、原則として、6回までとし、委嘱期間は、1年を超えない範囲内において総務省が定める。

5 マネージャーは、原則として、1回につき3日間以内（移動日を含まない。）、1日につき6時間以内の派遣とする。また、原則として、マネージャーが企業等に赴くものとする。ただし、総務省が特に必要と認める場合はこの限りではない。

6 同一企業・団体等に対する派遣は、3回まで可能とし、うち1回は対面での会議（打合せ）を必須とする。（相応の理由があれば、Web会議等ICTを利用した支援もみなし派遣として認める。）

(変更等の承認)

第8条 派遣受入団体は、決定後にその内容を変更するときは、あらかじめ、変更内容を総務省に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 派遣目的に変更をもたらすものでなく、かつ、変更を認めることにより、より能率的に派遣目的を達成できると考えられる場合

(2) 派遣目的及び本事業の推進に影響の少ない軽微な変更である場合

2 総務省は、前項の承認をする場合において、必要に応じ派遣決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 総務省は、前項の規定により派遣決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、

派遣決定変更を派遣受入団体に通知するものとする。

- 4 派遣受入団体は、やむを得ない理由により派遣事業を廃止しようとするときは、その理由を総務省に提出し、その承認を受けなければならない。

(派遣決定の取消し)

第9条 総務省は、派遣受入団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第3条第2項の申請の内容(第8条第1項の協議の結果変更が生じた場合は、その変更後の内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 派遣受入団体が、本要綱又はこれに基づく総務省の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 派遣の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (3) 派遣受入団体が、派遣事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 派遣受入団体が、申請時点までの過去1年間において、労働関連法令等に関して重大な違反があることが判明した場合
 - (5) 派遣受入団体が、暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力等」という。)、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っている、公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものと判断された場合
- 2 総務省は、前項の規定により派遣内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する場合は、派遣決定の取り消しを派遣受入団体に通知するものとする。

(経費負担)

第10条 本事業の派遣に直接的に要する経費(マネージャーへの謝金及び旅費)は、予算の範囲内において総務省が負担するものとする。

- 2 マネージャーへの謝金については、総務省諸謝金等使用基準(平成27年3月19日大臣官房会計課長決定)に準じた支払とする。
- 3 マネージャーの旅費については、総務省所管旅費取扱規程(平成13年1月6日総務省訓令第52号)に準じた支払とする。
- 4 本事業の派遣において、マネージャーの派遣に要する謝金及び旅費以外の経費については、原則として、派遣受入団体の負担とする。
- 5 第6条3項において、マネージャーに代わり派遣された専門家の経費負担については、マネージャーと同様とする。

(派遣実施報告書)

- 第11条 派遣受入団体及びマネージャーは、派遣事業が終了したとき、第8条第5項による派遣事業の廃止の承認を受けたとき、または、第9条第2項による派遣決定取り消し通知を受けたとき、その日から起算して2週間以内に、派遣受入団体及びマネージャーはそれぞれ派遣実施報告書を総務省に提出しなければならない。
- 2 総務省は、本事業の実施期間中及び終了後に、必要に応じ、派遣受入団体及びマネージャーに対し、実施状況に関するヒアリング又は意見交換を実施することができる。

(守秘義務)

- 第12条 マネージャーは、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならず、派遣受入団体の許可なく、派遣先における業務の履行以外の目的で使用してはならない。

(委嘱の取消し)

- 第13条 総務省は、マネージャーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第6条第1項の選任の決定を取り消すことができる。
- (1) マネージャーが、業務上知り得た秘密を漏らした場合
 - (2) マネージャーが、業務の遂行を怠った場合
 - (3) マネージャーが、業務中に国の派遣者としてふさわしくない行為を行った場合
 - (4) マネージャーが、その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行った場合
 - (5) マネージャーが、心身の故障のため業務に支障をきたす場合
 - (6) マネージャーが、第6条第1項に定める選任決定の要件を満たさなくなった場合
その他総務省が委嘱を取り消す必要があると認める場合
- 2 総務省は、前項の規定によりマネージャーの委嘱を取り消した場合、当該マネージャーに通知し、派遣中の場合は派遣受入団体にもその旨を通知するものとする。
- 3 総務省は、前項の規定によりマネージャーの委嘱を取り消した場合、代わりに派遣するマネージャーを選任できる。

(その他必要な事項)

- 第14条 マネージャーに関する庶務は、情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室で指定した委託先等で処理する。
- 2 本事業の実施に関するその他の必要な事項は、別に定める。